

# くらしの伝言板

**建設課** ☎ 47-2118 役場 1階 窓口 4番

## 建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- **建築確認申請が必要な地域**
- ① 西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ② 東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- **建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物**
- ① 倉庫、車庫などで100㎡以上
- ② 木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- ③ 木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- **問合せ** 建設課整備管理係

## 建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

## 土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

### 届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・賃借したり、他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為		
□ <b>具体例</b>		
・用途変更～農業用関連施設など	農振法	農林商工課
・除外～農家住宅建設など		
・開発行為～火山灰採取など		
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森林法	農林商工課

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- **届け出対象工事**
- 床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- **届け出の時期・届け出先**
- 工事着手の7日前までに建設課整備管理係まで

## 開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆ **開発行為とは**
- ① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
- ② 特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- 上記の要件に当てはまる事業を行う場合は、建設課整備管理係へご相談ください。

**福祉保健課** ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7番

## 更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいや軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

- **問合せ** 福祉保健課社会福祉係

## 障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。

- **サービス内容** 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- **利用者負担** 原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決めます。また、施設サービス利用者の食費や光熱水費は利用者負担になります
- **申請** 利用する場合は、障害支援区分の認

## 農地の売却など農業委員会があっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地

定や支給決定を受ける必要があるため、あらかじめ町に申請を行ってください

- **問合せ** 福祉保健課社会福祉係

## 重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- **問合せ** 福祉保健課社会福祉係

## 補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- **問合せ** 福祉保健課社会福祉係

## 心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、4月21日(木)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

- **と き ・ と こ ろ**
- 5月25日(火)、26日(水)
- 北見市総合福祉会館(予定)

を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局(☎ 47-2204)へ。